

## 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条を改め、第三章第二節中同条を第二十七条とし、同条の次に一条を加える改正規定中『第十九条中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、』を削り、「同条を」を「第十九条を」に、「避難解除区域等内」を「避難解除区域内」に改める。

第十八条を改め、同条を第二十六条とし、同条の前に見出しを付する改正規定中『「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、』を削る。

第三章第一節に一款を加える改正規定のうち第十八条第二項第二号中「及び現に避難指示であつて第四条第四号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域（以下「避難解除区域等」という。）」を削り、第二十五条中「避難解除区域等」を「避難解除区域」に改める。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条を附則第十条とし、附則第八条の次に次の一条を加える。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十条の二の二を改め、同条を第十条の二の三とする改正規定中「第十条の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項」を「第十条の二の二第一項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「ロ、ニ又はホ」に、「同日」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、を「ニ」を「ホ」に改め、「避難等指示」という。）の下に「の全て」を加え」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に」を「改め、「避難等指示」の下に「の全て」を加え」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め」を「改め」に改める。

第九条のうち震災特例法第十条の二の次に一条を加える改正規定のうち第十条の二の二第一項中「又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日」を削り、「当該企業立地促

進区域の」を「提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の」に、「期間。第三項」を「期間。同項」に改める。

第九条のうち震災特例法第十条の三の二を改め、同条を第十条の三の三とする改正規定中「第十条の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項」を「第十条の三の二第一項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「からニまで」を「ロ、ニ又はホ」に、「同日以後三年」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年」を「ニ」を「ホ」に改め、「掲げる指示」の下に「の全て」を加え」に、「（避難解除区域」を「第十条の三の三第一項（避難解除区域等）」を「」を「第十条の三の三第一項」に改める。

第九条のうち震災特例法第十条の三の次に一条を加える改正規定のうち第十条の三の二第一項中「又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日」を削り、「当該企業立地促進区域」を

「提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）」に、「（同号）を」（同法第四条第四号）に改める。

第九条のうち震災特例法第十七条の二の二の改正規定中「第十七条の二の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項」を「第十七条の二の二第一項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「ロ、ニ又はホ」に、「同日」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「避難等指示」という。）」の下に「の全て」を加え」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に」を「改め、「避難等指示」の下に「の全て」を加え」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め」を「改め」に改める。

第九条のうち震災特例法第十七条の二の次に一条を加える改正規定のうち第十七条の二の二第一項中「又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日」を削り、「当該企業立

地促進区域の」を「提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）の」に、「期間。次項」を「期間。同項」に改める。

第九条のうち震災特例法第十七条の三の二を改め、同条を第十七条の三の三とする改正規定中「第十七条の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項」を「第十七条の三の二第一項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、ニ又はホ」に、「同日以後三年」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年」に」を「ニ」を「ホ」に改め、「掲げる指示」の下に「の全て」を加え」に、「（避難解除区域」を「第十七条の三の三第一項（避難解除区域等）」を「」を「第十七条の三の三第一項」に改める。

第九条のうち震災特例法第十七条の三の次に一条を加える改正規定のうち第十七条の三の二第一項中「又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日」を削り、「当該企業立地促進区

域」を「提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）」に、「（同号）を」（同法第四条第四号）に改める。

第九条のうち震災特例法第二十五条の二の二の改正規定中「第二十五条の二の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項」を「第二十五条の二の二第一項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「ロ、ニ又はホ」に、「同日」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「避難等指示」という。）」の下に「の全て」を加え」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「避難等指示」の下に「の全て」を加え」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め」を「改め」に改める。

第九条のうち震災特例法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の二の二第一項中「又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日」を削り、「当該企業

立地促進区域の」を「提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）の」に、「。次項」を「。同項」に改める。

第九条のうち震災特例法第二十五条の三の二を改め、同条を第二十五条の三の三とする改正規定中「第二十五条の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項」を「第二十五条の三の二第一項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、ニ又はホ」に、「同日以後三年」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年」に「を「ニ」を「ホ」に改め、「掲げる指示」の下に「の全て」を加え」に、「、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め」を「改め」に改める。

第九条のうち震災特例法第二十五条の三の次に一条を加える改正規定のうち第二十五条の三の二第一項中「又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日」を削り、「当該企業立地促進

区域」を「提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）」に、「（同号）」を「（同法第四条第四号）」に改める。

附則第一条第十号イ中「（見出しを含む。）」を削り、「同法第十七条の二の見出しの改正規定、同条第一項」を「同法第十七条の二の二第一項」に、「同法第十七条の三の二の見出しの改正規定、同条第一項」を「同法第二十五条の二の二第一項」に、「同法第二十五条の二の二の見出しの改正規定、同条第一項」を「同法第二十五条の三の二第一項」に改め、「第九十七条第二項、第九十九条第二項」を削る。

附則第九十二条を次のように改める。

#### 第九十二条 削除

附則第九十三条中「新震災特例法」を「第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下附則第百条までにおいて「新震災特例法」という。）」に改める。

附則第九十七条第一項中「、「避難解除区域等」とあるのは「避難解除区域」と」を削り、同条第二項

を削る。

附則第九十九条第一項中「  
「避難解除区域等」とあるのは「避難解除区域」とを削り、同条第二項  
を削る。